

山武郡市広域斎場 利用の手引き

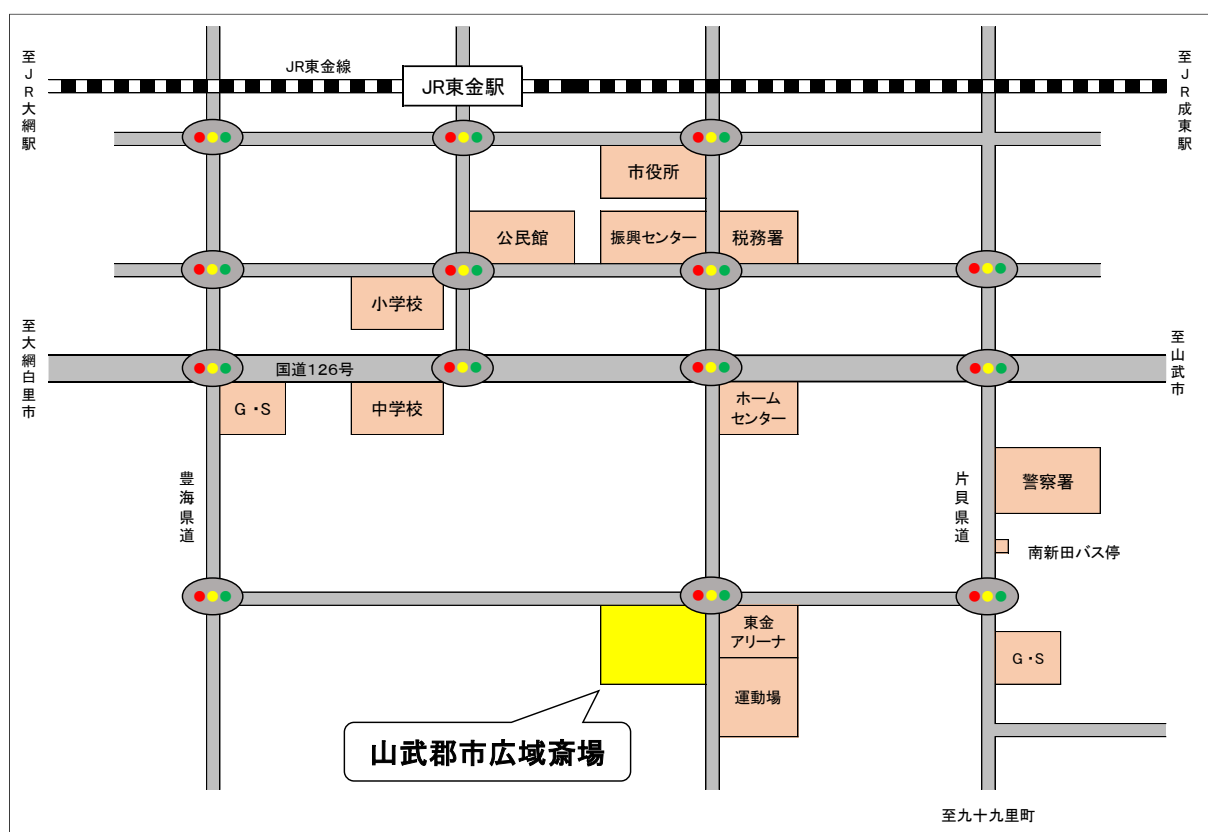
— 葬祭事業者向け —

(令和5年5月版)

施設案内

名 称	山武郡市広域斎場
所 在 地	〒283-0063 千葉県東金市堀上1357番地
電話番号	0475-55-6360
FAX番号	0475-55-3452

案内図



交通案内

- ・「JR東金駅」から徒歩40分、車10分
- ・九十九里鐵道路線バス片貝線「南新田バス停」から徒歩10分
- ・千葉東金有料道路「東金IC」出口から車20分

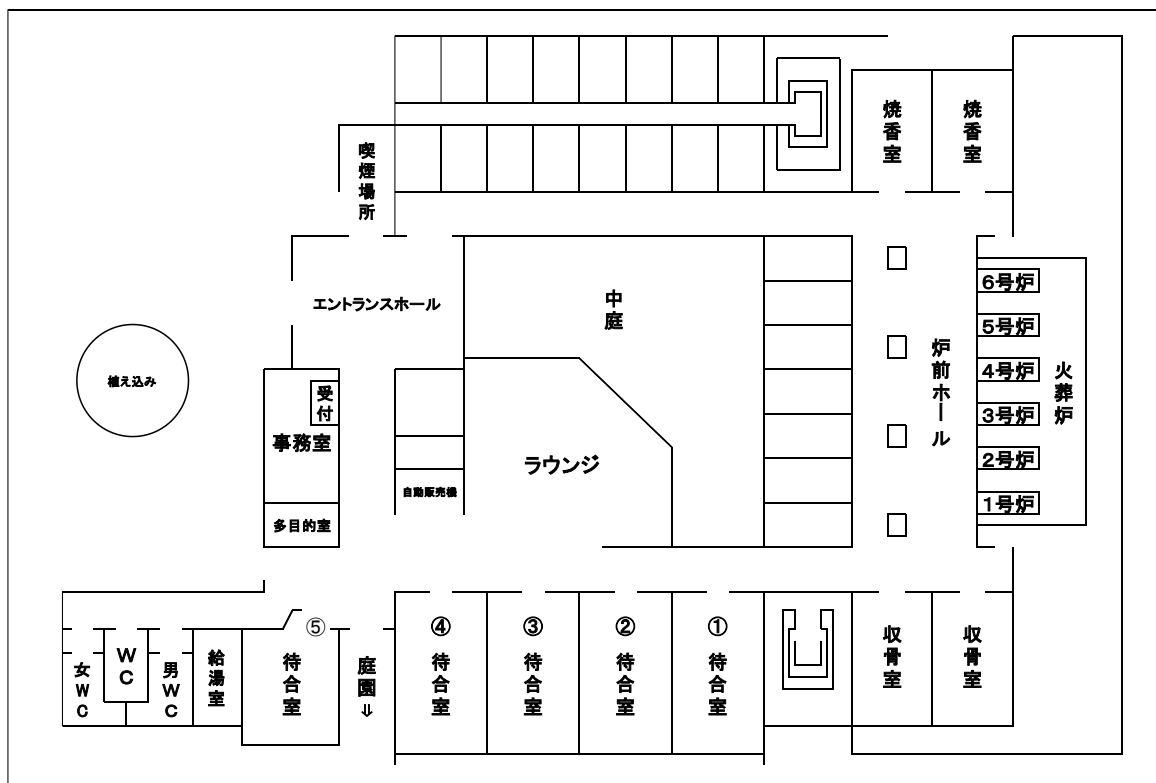
※ 時間は目安です。

施設概要

竣 工	昭和62年9月	
建 物 <small>(鉄筋コンクリート一部二階建)</small>	火葬炉	6基
	焼香室	2室
	収骨室	2室
	待合室 (全て洋室)	5室
	湯沸室	1室 電気湯沸器1台
	バリアフリートイレ	オストメイト対応 おむつ替えシート フィッティングボード
駐 車 場	一般車	54台
	バス	5台
	車椅子利用者用駐車区画	4台

施設案内図

山武郡市広域斎場 館内案内図



火葬予約

予約時刻	受入時刻	予約枠
9 : 3 0	9 : 0 0 ~ 9 : 1 5	2 件
1 0 : 0 0	9 : 3 0 ~ 9 : 4 5	2 件
1 0 : 3 0	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 1 5	1 件
1 2 : 0 0	1 1 : 3 0 ~ 1 1 : 4 5	2 件
1 2 : 3 0	1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 1 5	2 件
1 3 : 0 0	1 2 : 3 0 ~ 1 2 : 4 5	1 件
1 4 : 3 0	1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 1 5	2 件

料金表

区 分		構成市町住民	構成市町外住民	
火葬炉使用料	満 12 歳以上	15,000 円	50,000 円	
	満 12 歳未満	8,000 円	26,000 円	
	死胎及び胞衣等	4,000 円	13,000 円	
	改葬	10 年未満	15,000 円	50,000 円
		10 年以上 20 年未満	8,000 円	26,000 円
		20 年以	4,000 円	13,000 円
待合室追加使用料 (1 室)		2,000 円	7,000 円	

備考

1 構成市町住民とは、死亡者又は申請者（葬儀等を執行する者をいう。（以下同じ。））が組合を組織する市町（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町）のいずれかの住民基本台帳に登載されている者をいいます。

ただし、横芝光町については、死亡者又は申請者が、横芝、古川、栗山、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰新田、両国新田、木戸台、長倉、於幾、寺方、曾根合、小堤、坂田、取立、姥山、遠山、谷台、牛熊、中台、新島、新島旧新堀、新島旧三島、北清水、屋形、長山台及び坂田池の区域の者とします。

2 構成市町外住民とは、備考 1 以外の者をいいます。

※ 待合室追加使用料については、上記の額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算します。

I 山武郡市広域斎場の利用について

当斎場の利用に当たり、受入から退場までのタイムスケジュール及び利用方法は次のとおりです。

(参考例) 9時30分火葬予約の場合

目安の時間	9:00～ 9:15	9:15～ 9:30	9:30～ 11:00	11:00～ 11:30
	受入・受付	焼香・納炉	火葬・冷却	収骨・退場
所要時間	15分	15分	90分	30分

※ 受入から退場までに要す時間は、概ね2時間30分です。

※ ご遺体の個体差により前後する場合があります。

1 受入・受付・入場

(1) 到着が受入時刻（予約時刻の30分前）より早まる場合

受入時刻まで、車内等でお待ちください。受付は可能です。

(2) 到着が受入時刻（予約時刻の15分前）を過ぎる場合

事前に広域斎場へ連絡してください。この場合、他の火葬に影響が及ぶため、順番を入れ替えることがあります。

(3) 受付・入場

受付を済ませた後、係員の案内により棺を運搬台車へ移し、入場してください。原則、受付後でなければ入場できません。

※ 受付に必要なもの

- ・埋火葬許可証又は改葬許可証 …… 市区町村から発行
- ・火葬場使用許可申請書 …………… 火葬予約システムで出力
- ・火葬炉使用料 …………… 支払方法は、現金のみ
- ・待合室追加使用料 …………… 待合室を追加で使用する場合

(4) その他

ア 収骨容器（骨壺）を持参してください。

イ 入場後、速やかに霊柩車を移動してください。

ウ 車椅子を使用する場合は、受付に申し出てください。

2 焼香・棺の納炉

- (1) 焼香は、一人一回としてください。
- (2) 棺を開けることはできません。（お顔部分の小窓は可能です。）
- (3) 棺の納炉は、火葬予約時刻を厳守してください。
- (4) 宗教上の習慣による行為は、他の利用者に影響のない範囲で行い、火葬予約時刻を厳守してください。

3 火葬・冷却

- (1) 火葬及び冷却に要す時間は概ね90分です。
- (2) 分骨を希望する場合は、分骨証明申請書により、収骨までに申請してください。
 - ア 申請者が埋火葬許可申請者の場合
申請者の署名が必要です。
 - イ 申請者が埋火葬許可申請者以外の場合
申請者及び埋火葬許可申請者の署名（同意確認）が必要です。
- (3) 火葬執行を証明した埋火葬許可証又は改葬許可証の返却及び火葬場使用許可書（分骨を申請した場合は分骨証明書）の交付を行いますので、受付で受領してください。

4 収骨・退場

- (1) 収骨の開始10分前に、待合室内線へ連絡します。
- (2) 収骨の開始は館内放送でお知らせします。係員により、喪主の方は炉前ホールへ、ご会葬の方は収骨室へ案内します。
- (3) 埋火葬許可証等を骨箱に収める場合は、係員に申し出てください。この場合、ご遺族にその旨を確実に伝えてください。
 - ※ 後日、埋火葬許可証の所在が不明であるとの問い合わせが、ご遺族から多く寄せられます。
- (4) 収骨終了後、西側通路出入口から退場してください。

II 棺、副葬品及び故人体内の医療器具について

1 棺（寸法、材質）

受入可能な棺は、次のとおりです。

- (1) 寸法 幅600mm×高さ500mm×奥行2000mm
- (2) 材質 木製に限る

※ 死胎及び包衣等の場合を除き、エコ棺（強化段ボール製の棺）は受け入れできません。

2 副葬品

焼骨の損傷・着色、ダイオキシン類の発生、火葬時間の遅延及び火葬炉設備の損傷を防ぐため、副葬品の制限をしています。

例を下記に示しますが、これ以外の類似物も棺に納めないでください。

(1) 焼骨の損傷・着色

ガラス製品・眼鏡・貴金属類・食器・義手・義足・硬貨・ゴルフ用品

(2) ダイオキシン類の発生、火葬時間の遅延及び火葬炉設備の損傷

ドライアイス・プラスチック製品・化学繊維類・スプレー・ビニール製品・ゴム製品・ライター・防臭剤・アルコール類・電池類・書籍・衣類・釣竿・陶磁器・寝具類（布団、毛布、枕）

(3) 冥銭（六文銭等）の取扱い

貨幣損傷等取締法第1項の規定により、貨幣（硬貨）を棺に納めることはできません。

なお、紙幣も同様の扱いとします。

3 故人体内の医療器具等

ペースメーカー、除細動器、人工関節、金属プレート等、故人の体内にある医療器具の有無について、ご遺族に確認し事前に連絡してください。

特に、ペースメーカー及び除細動器は火葬中に爆発し火葬従事者に危険が及ぶため、必ず確認してください。

また、人工関節、金属プレート等については、ご遺族との認識の違いによるトラブルを避けるため、左右及び部位を確認してください。

Ⅲ 待合室の利用について

- 1 利用人数 1～4号室 各48名
5号室 32名

2 利用方法（仕出し業者）

- (1) 窓口で受付（宗家名、仕出し業者名、担当者氏名、待合室番号の記入）をしてください。
- (2) 待合室の利用は、火葬予約時刻の1時間前からとし、入替えの場合は、前の利用者の利用終了確認後（看板張替後）からとしてください。
また、会葬者の通行の妨げになりますので、通路での待機（特にトイレの近く。）はしないでください。
- (3) 節電のため、エアコン、照明は適正に利用してください。
- (4) 火を用いる料理の提供、加熱器の使用は禁止です。
- (5) 備付けの茶器を利用した場合は、給湯室で洗浄し、元の場所に戻してください。
※ 茶葉の取扱いはありません。
- (6) 待合室の利用を終える際は、床の清掃、机・椅子の整頓、ゴミの収集、窓の戸締り、エアコン・照明の電源 OFF、忘れ物の確認をしてください。
※ 換気扇の電源は OFF にしないでください。
※ 収集したゴミは、必ず持ち帰ってください。
- (7) 待合室の利用を終了した旨、窓口で職員に伝えてください。

IV 館内施設の利用について

1 バリアフリースイレ

バリアフリースイレは、車いす使用者、介助を必要とする方、障害者、子供連れの方など、多様な方が利用できます。

オストメイト対応設備、おむつ替えシート、更衣に使用するフィッティングボードを備えていますので、必要に応じ利用してください。

2 多目的室

多目的室の利用は、原則、体調不良者の休憩、乳幼児の授乳に限ります。利用する際は、受付にお申し出ください。

3 喫煙について

当齋場は全館禁煙です。

喫煙をする際は、喫煙所を利用してください。

V 駐車場の利用について

1 駐車場内での徐行

多くの方が行き来しますので、駐車場内では徐行してください。

2 区画の適正利用

車いす使用者用駐車区画は、車いす使用者だけでなく、ケガをしている方や妊娠している方などが利用する区画です。

必要とする方がいつでも利用できるよう、適正に利用してください。

3 アイドリング・ストップ

千葉県条例では、駐停車中のエンジンの停止が義務づけられています。

駐車後は、エンジンを速やかに停止してください。

